

北海道告示第 10625 号

地方自治法（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、北海道営住宅の家賃及び駐車場使用料、道営住宅等の明渡請求又は明渡期限後若しくは入居期限後の入居の継続に係る損害賠償金の収納事務の一部を次のとおり委託した。

令和 6 年 4 月 9 日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 受託者の名称 弁護士法人ライズ綜合法律事務所
- 2 受託者の住所 東京都中央区日本橋 3-9-1
日本橋三丁目スクエア 12 階
- 3 委託事務の内容 北海道営住宅の退去者に係る滞納家賃及び滞納駐車場使用料、道営住宅等の明渡請求又は明渡期限後若しくは入居期限後の入居の継続に係る損害賠償金の収納事務
- 4 委託期間 令和 6 年 4 月 9 日から令和 7 年 3 月 31 日まで